

A2地区

(自治会名)
(通称名)

愛宕町・南町・春日町・長月町・挽木町・吉野町
垣鼻町2区・垣鼻町3区・垣鼻町4区・垣鼻中央町
垣鼻里中町・垣鼻町田尻・旭ヶ丘・名古須町・垣鼻町徳和・大津町・大津町杉
ドミール大津・プレシャシティ松阪・東松阪町・田原町・田原新町・田原みどり苑
田原町住宅・久保町久保・上久保町・久保町南郊・部田久保町・久保梅村町
久保若芽町・久保山・萌木町・小片野町・大石町・六呂木町

令和8年度 ごみ収集カレンダー

松阪市本庁管内

●ごみは分別して収集日の当日午前8時までに出してください。

- 問合せ先**
- ごみの収集に関すること 松阪市リサイクルセンター ☎53-4470
 - 資源物に関すること 松阪市リサイクルセンター ☎53-4417
 - ごみの持ち込みに関すること 松阪市クリーンセンター ☎36-0975
 - 埋立物は必ず事前問合せください 松阪市一般廃棄物最終処分場 ☎28-7710

可燃 もやし類、紙類、プラスチック容器・袋、資源物(資源物) **不燃** もえないごみ、危険ごみ **プラスチック** プラスチック容器・袋 **ビン** 空ビン **資源物** 充電式小型家電、新聞紙、雑誌、雑紙、ダンボール、古着類、牛乳パック、白色トレイ、ペットボトル、飲食用アルミ缶、蛍光管

※松阪市クリーンセンターでは、月曜日及び水曜日の祝日、★印の第3日曜日(12月は第2日曜日)もごみの持ち込み受付業務を行います。ただし、★印の第3日曜日(12月は第2日曜日)については、ごみの収集業務は行いません。

令和8年

4月

日	月	火	水	木	金	土
			1 不燃	2 可燃	3	4
5	6 可燃	7 プラ容	8	9 可燃	10 ビン	11
12	13 可燃	14 プラ容	15 不燃	16 可燃	17	18
19 ★	20 可燃	21 プラ容	22	23 可燃	24 資源充電式	25
26	27 可燃	28 プラ容	29 不燃	30 可燃		

5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4 可燃	5	6	7 可燃	8	9
10	11 可燃	12 プラ容	13 不燃	14 可燃	15 ビン	16
17 ★	18 可燃	19 プラ容	20	21 可燃	22	23
24	25 可燃	26 プラ容	27 不燃	28 可燃	29 資源充電式	30
31						

6月

日	月	火	水	木	金	土
	1 可燃	2 プラ容	3	4 可燃	5	6
7	8 可燃	9 プラ容	10 不燃	11 可燃	12 ビン	13
14	15 可燃	16 プラ容	17	18 可燃	19	20
21 ★	22 可燃	23 プラ容	24 不燃	25 可燃	26 資源充電式	27
28	29 可燃	30 プラ容				

7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2 可燃	3	4
5	6 可燃	7 プラ容	8 不燃	9 可燃	10 ビン	11
12	13 可燃	14 プラ容	15	16 可燃	17	18
19 ★	20 可燃	21 プラ容	22 不燃	23 可燃	24	25
26	27 可燃	28 プラ容	29	30 可燃	31 資源充電式	

8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 可燃	4 プラ容	5 不燃	6 可燃	7	8
9	10 可燃	11	12	13 可燃	14 ビン	15
16 ★	17 可燃	18 プラ容	19 不燃	20 可燃	21	22
23	24 可燃	25 プラ容	26	27 可燃	28 資源充電式	29
30	31 可燃					

9月

日	月	火	水	木	金	土
		1 プラ容	2 不燃	3 可燃	4	5
6	7 可燃	8 プラ容	9	10 可燃	11 ビン	12
13	14 可燃	15 プラ容	16 不燃	17 可燃	18	19
20 ★	21 可燃	22	23	24 可燃	25 資源充電式	26
27	28 可燃	29 プラ容	30 不燃			

10月

日	月	火	水	木	金	土
				1 可燃	2	3
4	5 可燃	6 プラ容	7	8 可燃	9 ビン	10
11	12 可燃	13 プラ容	14 不燃	15 可燃	16	17
18 ★	19 可燃	20 プラ容	21	22 可燃	23	24
25	26 可燃	27 プラ容	28 不燃	29 可燃	30 資源充電式	31

11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 可燃	3	4	5 可燃	6	7
8	9 可燃	10 プラ容	11 不燃	12 可燃	13 ビン	14
15 ★	16 可燃	17 プラ容	18	19 可燃	20	21
22	23 可燃	24 プラ容	25 不燃	26 可燃	27 資源充電式	28
29	30 可燃					

12月

日	月	火	水	木	金	土
		1 プラ容	2	3 可燃	4	5
6	7 可燃	8 プラ容	9 不燃	10 可燃	11 ビン	12
13 ★	14 可燃	15 プラ容	16	17 可燃	18	19
20	21 可燃	22 プラ容	23 不燃	24 可燃	25 資源充電式	26
27	28 可燃	29	30 可燃	31		

令和9年

1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4 可燃	5 プラ容	6	7 可燃	8	9
10	11 可燃	12 プラ容	13 不燃	14 可燃	15 ビン	16
17 ★	18 可燃	19 プラ容	20	21 可燃	22	23
24	25 可燃	26 プラ容	27 不燃	28 可燃	29 資源充電式	30
31						

2月

日	月	火	水	木	金	土
	1 可燃	2 プラ容	3	4 可燃	5	6
7	8 可燃	9 プラ容	10 不燃	11 可燃	12 ビン	13
14	15 可燃	16 プラ容	17	18 可燃	19	20
21 ★	22 可燃	23	24 不燃	25 可燃	26 資源充電式	27
28						

3月

日	月	火	水	木	金	土
	1 可燃	2 プラ容	3	4 可燃	5	6
7	8 可燃	9 プラ容	10 不燃	11 可燃	12 ビン	13
14	15 可燃	16 プラ容	17	18 可燃	19	20
21 ★	22 可燃	23 プラ容	24 不燃	25 可燃	26 資源充電式	27
28	29 可燃	30 プラ容	31			

○事業にともなう一般廃棄物は、松阪市が許可している業者に依頼するか、または自己搬入してください。○産業廃棄物は、松阪市では受入・処理できません。令和8年3月発行

※藍の縞模様は、伝統工芸品の「松阪木綿」柄です。